



栃木県公報

平成29年
7月14日(金)
第2901号

目 次

規 則	
○宅地建物取引業法施行細則の一部改正	607
告 示	
○生活保護法による指定施術機関の指定	608
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更	608
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更	608
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	609
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	610
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	610
○知事指定薬物の指定の失効	611
○県営土地改良事業計画の決定	611
○道路の供用開始	611
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	612
公 告	
○患畜の届出	612
○土地改良区役員の退任	612
調 達 等 公 告	
○入札公告 (特定調達公告)	613

規 則

栃木県規則第三十二号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

栃木県知事 福田 富一

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和五十四年栃木県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「者」の下に「(以下この条において「届出者」という。)」を加え、「第五条の五第一項」を「第五条の五」に改め、「免許証」の下に「及び次に掲げる書類」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 法第十一条第一項第一号に該当する場合には、宅地建物取引業者の死亡の事実及びその者と届出者との続柄が記載された戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本
- 二 法第十一条第一項第二号に該当する場合には、消滅した宅地建物取引業者の登記事項証明書及び届出者の印鑑に関する証明書(市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するものに限る。以下「印鑑登録証明書」という。)
- 三 法第十一条第一項第三号に該当する場合には、裁判所が届出者を破産管財人に選任したことを証する書類
- 四 法第十一条第一項第四号に該当する場合には、解散した宅地建物取引業者の登記事項証明書及び届出者

の印鑑に関する証明書（登記官が作成するものに限る。）

第十三条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの規定中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(社宅課)

告 示

栃木県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成29年 3月21日	-	-	いずみ総合接骨院	足利市山川町62-6
平成29年 3月15日	-	-	わたなべ整骨院	小山市犬塚5-13-1 1F
平成29年 5月15日	-	-	いざわ接骨院	河内郡上三川町大山544-4

(保健福祉課)

栃木県告示第325号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
訪問看護ステーション つぼみ	那須塩原市佐野2番地19 (那須塩原市南郷屋5-163-81)	株式会社ビッグワン	平成29年4月12日

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第326号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
石橋総合病院	下野市下古山1丁目15-4 (下野市石橋628)	医療法人社団友志会	平成29年3月1日
医療法人社団幸訪会しいな整形外科クリニック (石川整形外科クリニック)	鹿沼市上殿町1619-4	医療法人社団幸訪会	平成29年4月12日
医療法人慧仁会よこづかハートクリニック (よこづかハートクリニック)	佐野市堀米町3913-11	医療法人慧仁会	平成29年5月1日
インターパーク倉持呼吸器ペインクリニック内科 (医療法人英心会インターパーク倉持呼吸器内科クリニック)	宇都宮市中島町765-1	倉持 仁	平成29年5月1日
さつきホームクリニック	宇都宮市花園町17-1 (宇都宮市京町11-18小山ビル201)	月永 洋介	平成29年6月2日
見龍堂医療福祉総合クリニック (見龍堂メディケア木和田島)	日光市木和田島3008-8	医療法人矢尾板記念会	平成29年6月15日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションつぼみ	那須塩原市佐野2番地19 (那須塩原市南郷屋5-163-81)	株式会社ビッグワン	平成29年4月12日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第327号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200147	多機能型事業所 くまさんの家	足利市有楽町 841-4	合同会社Y.H.H	足利市有楽町 841-4	平成29年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950900142	グローバルキッズ メソッド13	真岡市東郷 64-5	ハッピーライフ ケア株式会社	東京都台東区 東上野2-22- 1	平成29年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950100503	放課後等デイ サービス元気	宇都宮市野沢 町109-3 ア レストワタナ ベ102号室	株式会社さい	宇都宮市野沢 町109-3	平成29年 7月1日	放課後等デイ サービス
0950100420	星空キッズジム 宇都宮	宇都宮市宝木 町1-46-6 青 雲荘1階A	株式会社オリオ ンスポーツクラ ブ	宇都宮市御幸 町294-2	平成29年 7月1日	放課後等デイ サービス
0950300186	K' きっずひの で	栃木市日ノ出 町20-19セン トローレン スPART-2 201号	清田建設工業株 式会社	栃木市神田町 2-8	平成29年 7月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

栃木県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400399	フロム浅沼	佐野市浅沼町 146-5	社会福祉法人と ちのみ会	佐野市小中町 1280	平成29年 7月1日	生活介護 就労継続支援 B型
0920400041	グループホーム 浅沼	佐野市浅沼町 146-5	社会福祉法人と ちのみ会	佐野市小中町 1280	平成29年 7月1日	共同生活援助
0910400407	グループホーム 浅沼	佐野市浅沼町 146-5	社会福祉法人と ちのみ会	佐野市小中町 1280	平成29年 7月1日	短期入所
0920200177	グループホーム ウィズ朝倉	足利市朝倉町 666-5	社会福祉法人豊 岡福祉会	足利市福居町 334-1	平成29年 7月1日	共同生活援助

栃木県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51

条の規定により次のとおり公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200435	足利愛光園	足利市山川町782	社会福祉法人愛光園	足利市稲岡町500	平成29年6月30日	就労継続支援A型

(障害福祉課)

栃木県告示第330号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン（通称名 Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名 4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

平成29年7月1日

(薬務課)

栃木県告示第331号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営荒井町島地区土地改良（区画整理）事業	平成29年7月18日から同年8月15日まで	平成29年8月30日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年7月14日から同年8月14日まで一般の縦

覧に供する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	鹿沼市北赤塚町188-2から 下都賀郡壬生町大字七ツ石字道祖神675-1まで	平成29年7月14日

(道路保全課)

栃木県告示第333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
ビューローベリタスジャパン株式会社
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
本社の所在地	神奈川県横浜市中区山下町1番地	神奈川県横浜市中区山下町22番地

- 3 変更年月日
平成29年8月1日

(建築課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須町	平成29年7月3日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
国 府 土地改良区	理 事	篠原 房次		栃木市田村町46	29. 6 .20	

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年7月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 仮想デスクトップ用ソフトウェア等調達 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年9月29日まで
- (4) 納入場所 宇都宮市埴田一丁目1番20号 栃木県経営管理部情報システム課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げるいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
ア 大分類:事務用機器、紙、文具類 小分類:オフィスオートメーション機器
イ 大分類:通信、情報処理 小分類:情報関連サービス
- (3) 平成29年8月24日から同月31日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田一丁目1番20号(栃木県庁本館5階北側)
栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当
電話 028-623-2213
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成29年7月14日から同年8月23日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成29年8月24日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送(必着)すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成29年8月31日午後2時 栃木県経営管理部情報システム課システム検討室(栃木県庁東館4階)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 入札に参加しようとするものは、次のとおり必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 平成29年7月18日から同年8月24日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送(必着)すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 確認結果の通知 平成29年8月28日までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、情報システム課で交付する仕様書に基づき作成した仮想デスクトップ用ソフトウェア等仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
- ア 技術審査 栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成した仮想デスクトップ用ソフトウェア等仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仮想デスクトップ用ソフトウェア等仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
- イ 技術審査基準 仮想デスクトップ用ソフトウェア等仕様書が、情報システム課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
The Software License for the Virtual Desktop Infrastructure 1 set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., August 24, 2017
- (3) Information is available at:
Information Network Section
Information Systems Division
Department of Administration and Management
Tochigi Prefecture 1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi Prefecture 320-8501
TEL. 028-623-2213

(情報システム課)